

○内閣府告示第二百六十八号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年九月三十日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 区域計画の作成主体 関西圏国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 関西圏 国家戦略特別区域
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業